

議案第 1 1 4 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法第 8 条及び第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定及び廃止する。

平成 2 7 年 6 月 1 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

1 認定

整理 番号	図面 番号	路 線 名	起 終	点 点
2 1	1	鋼 管 通 第 6 8 号 線	川崎区 鋼管通 4 丁目 川崎区 鋼管通 4 丁目	3 7 番 1 6 先 3 7 番 1 4 先
2 2	2	上 小 田 中 第 2 1 5 号 線	中原区 上小田中 1 丁目 中原区 上小田中 1 丁目	4 2 6 番 1 4 先 4 3 4 番 2 3 先
2 3	3	末 長 第 1 7 5 号 線	高津区 末長 2 丁目 高津区 末長 2 丁目	5 9 6 番 2 3 先 5 9 6 番 2 0 先
2 4	4	神 木 本 町 第 1 8 0 号 線	宮前区 神木本町 3 丁目 宮前区 神木本町 2 丁目	1 8 5 0 番 2 先 1 7 6 0 番 2 先
2 5	5	南 平 台 第 2 号 線	宮前区 南平台 宮前区 南平台	6 3 6 番 8 先 6 3 6 番 1 3 先
2 6	6	細 山 第 2 9 1 号 線	麻生区 細山 8 丁目 麻生区 細山 8 丁目	5 6 3 番 1 先 5 6 3 番 1 0 先
2 7	7	高 石 第 3 1 4 号 線	麻生区 高石 6 丁目 麻生区 高石 6 丁目	4 2 8 番 3 先 4 2 8 番 6 先
2 8	8	上 麻 生 第 4 1 6 号 線	麻生区 上麻生 5 丁目 麻生区 上麻生 5 丁目	1 2 0 0 番 2 先 1 2 0 7 番 2 先
2 9	9	早 野 第 1 1 0 号 線	麻生区 早野 麻生区 早野	3 1 番 1 先 3 1 番 1 3 先

整理 番号	図面 番号	路 線 名	起 終	点 点
30	10	下 麻 生 第 1 7 1 号 線	麻生区 下麻生 3 丁目	1 4 5 番 2 先
			麻生区 下麻生 3 丁目	1 5 1 番 1 先
31	11	王 禪 寺 西 第 1 号 線	麻生区 王禪寺西 7 丁目	2 0 1 1 番 6 先
			麻生区 王禪寺西 7 丁目	1 9 7 1 番 1 1 先

2 廃止

整理 番号	図面 番号	路 線 名	起 終	点 点
32	12	鹿 島 田 第 2 0 号 線	幸 区 鹿島田 1 丁目	1 2 0 4 番 先
			幸 区 鹿島田 1 丁目	1 2 0 1 番 先
33	12	鹿 島 田 第 2 1 号 線	幸 区 鹿島田 1 丁目	1 2 0 5 番 先
			幸 区 鹿島田 1 丁目	1 2 0 2 番 先
34	13	坂 戸 第 1 9 号 線	高津区 坂戸 2 丁目	4 3 4 番 先
			高津区 坂戸 2 丁目	4 3 3 番 先
35	14	神 木 本 町 第 3 8 号 線	宮前区 神木本町 3 丁目	1 8 5 0 番 2 先
			宮前区 神木本町 2 丁目	1 7 5 8 番 1 先
36	15	神 木 本 町 第 3 9 号 線	宮前区 神木本町 3 丁目	1 8 5 6 番 2 先
			宮前区 神木本町 3 丁目	1 8 5 6 番 6 先
37	16	菅 第 1 0 2 号 線	多摩区 菅 6 丁目	1 5 2 2 番 3 先
			多摩区 菅 6 丁目	1 5 3 2 番 2 先
38	17	上 麻 生 第 1 1 7 号 線	麻生区 上麻生 5 丁目	1 2 0 0 番 2 先
			麻生区 上麻生 5 丁目	1 2 0 9 番 1 先

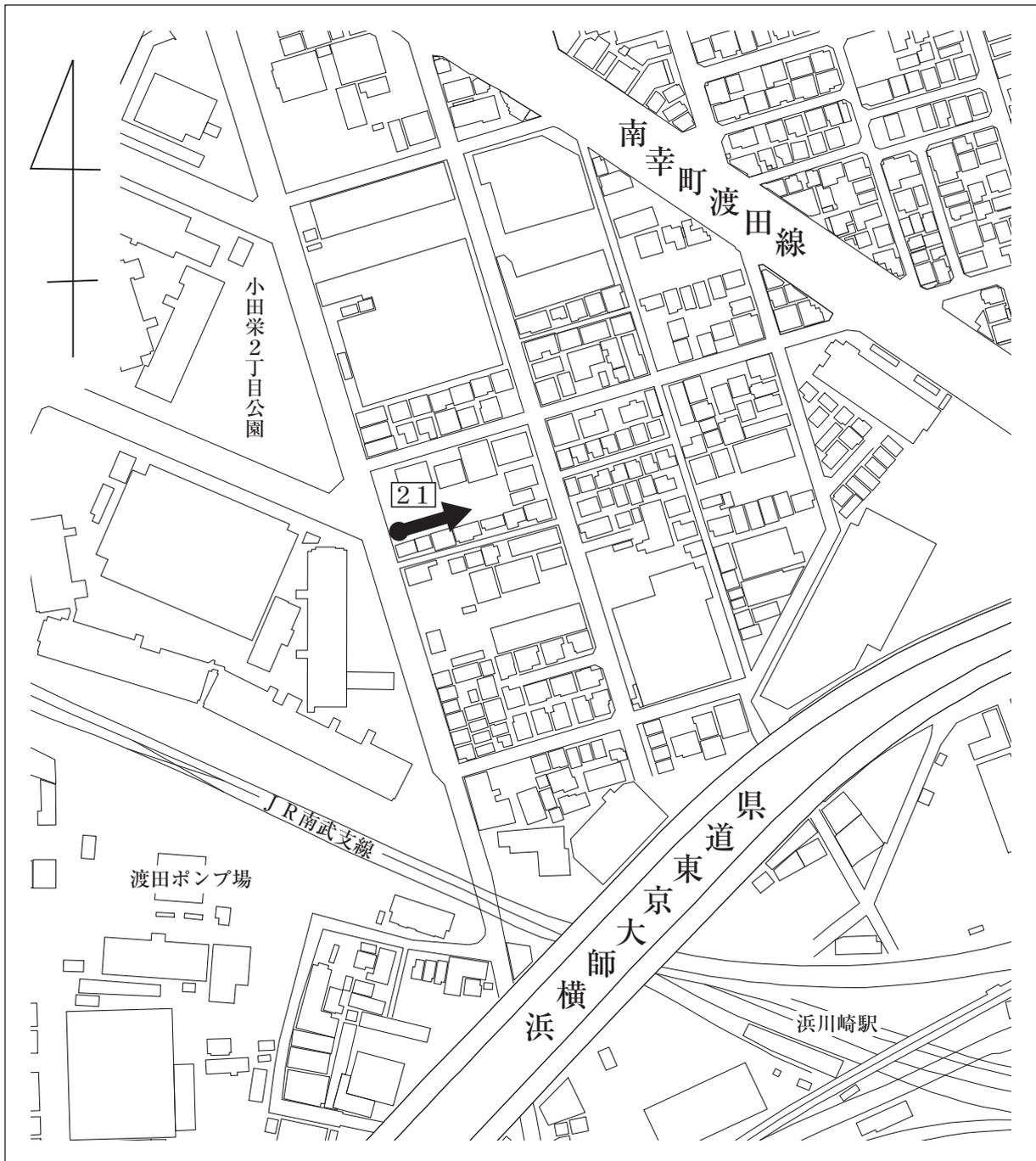
認 定 理 由

図面番号①

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（川崎区鋼管通4丁目地内）

整理番号 2 1



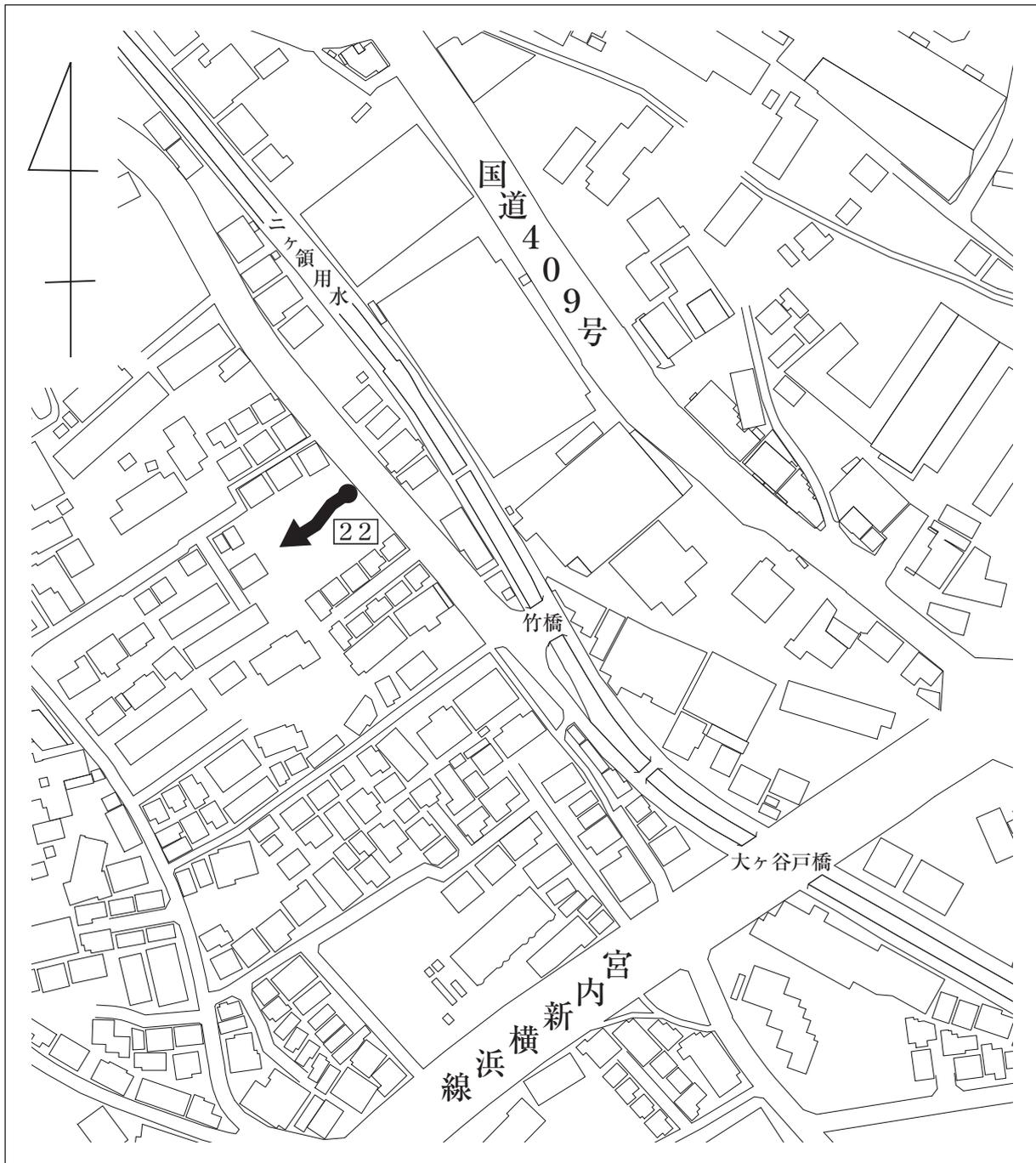
認定理由

図面番号②

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（中原区上小田中1丁目地内）

整理番号22



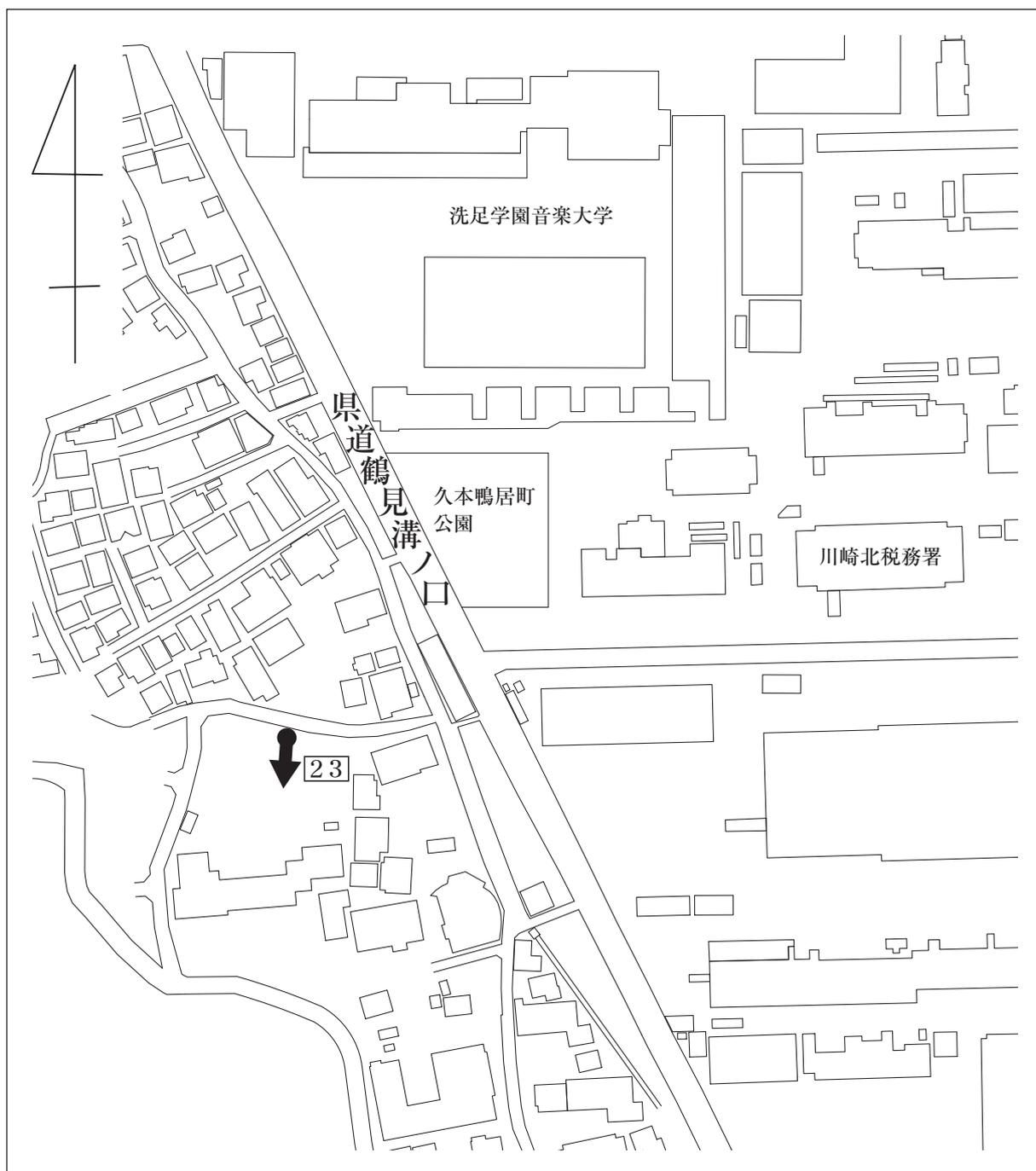
認定理由

図面番号③

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（高津区末長2丁目地内）

整理番号23



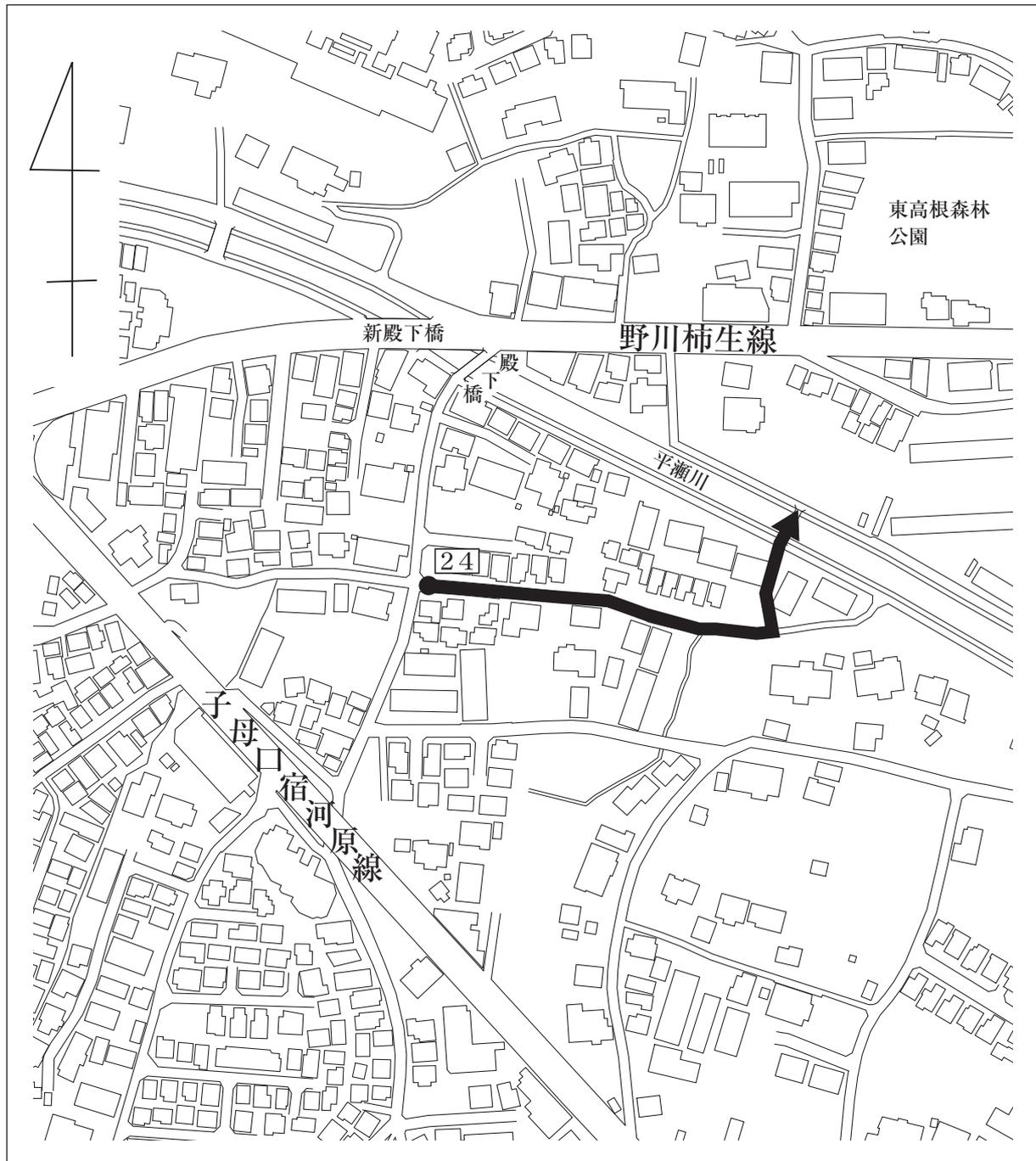
認定理由

図面番号④

本箇所は、路線の一部は不要であるため廃止するが、残置路線は一般交通に必要なので、再度、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区神木本町2丁目、3丁目地内）

整理番号24



認定理由

図面番号⑤

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区南平台地内）

整理番号 25



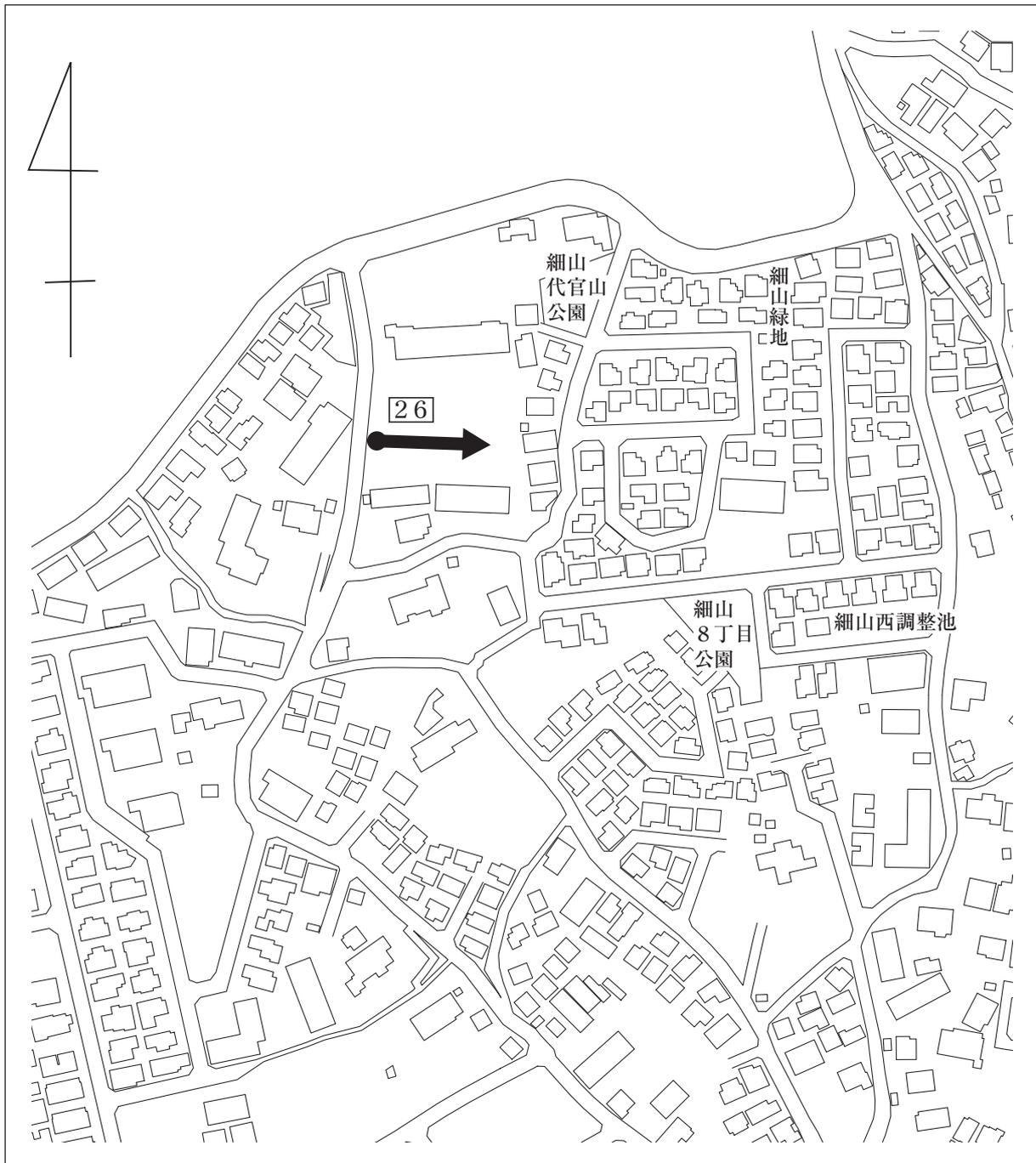
認 定 理 由

図面番号⑥

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区細山8丁目地内）

整理番号 2 6



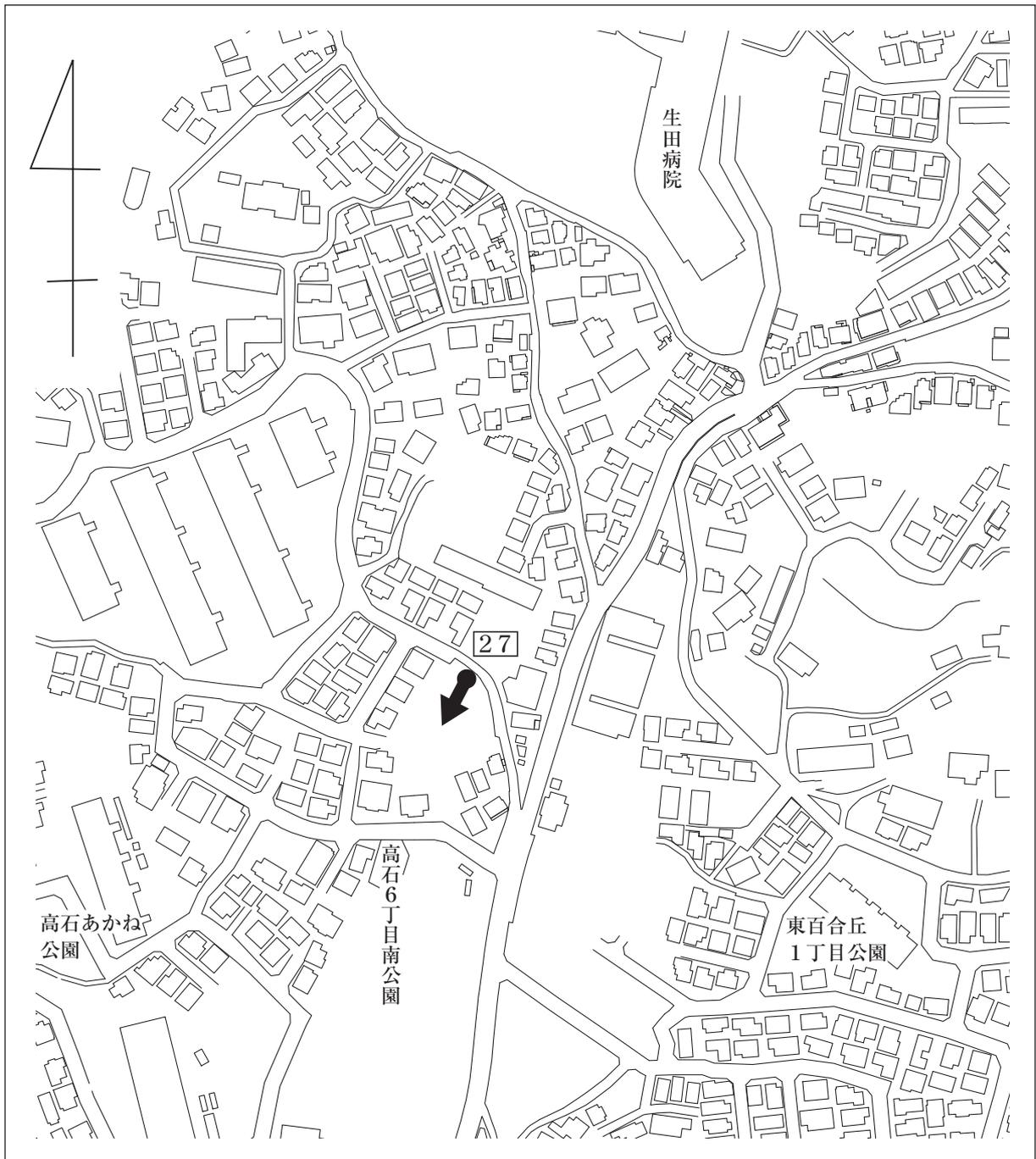
認定理由

図面番号⑦

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区高石6丁目地内）

整理番号27



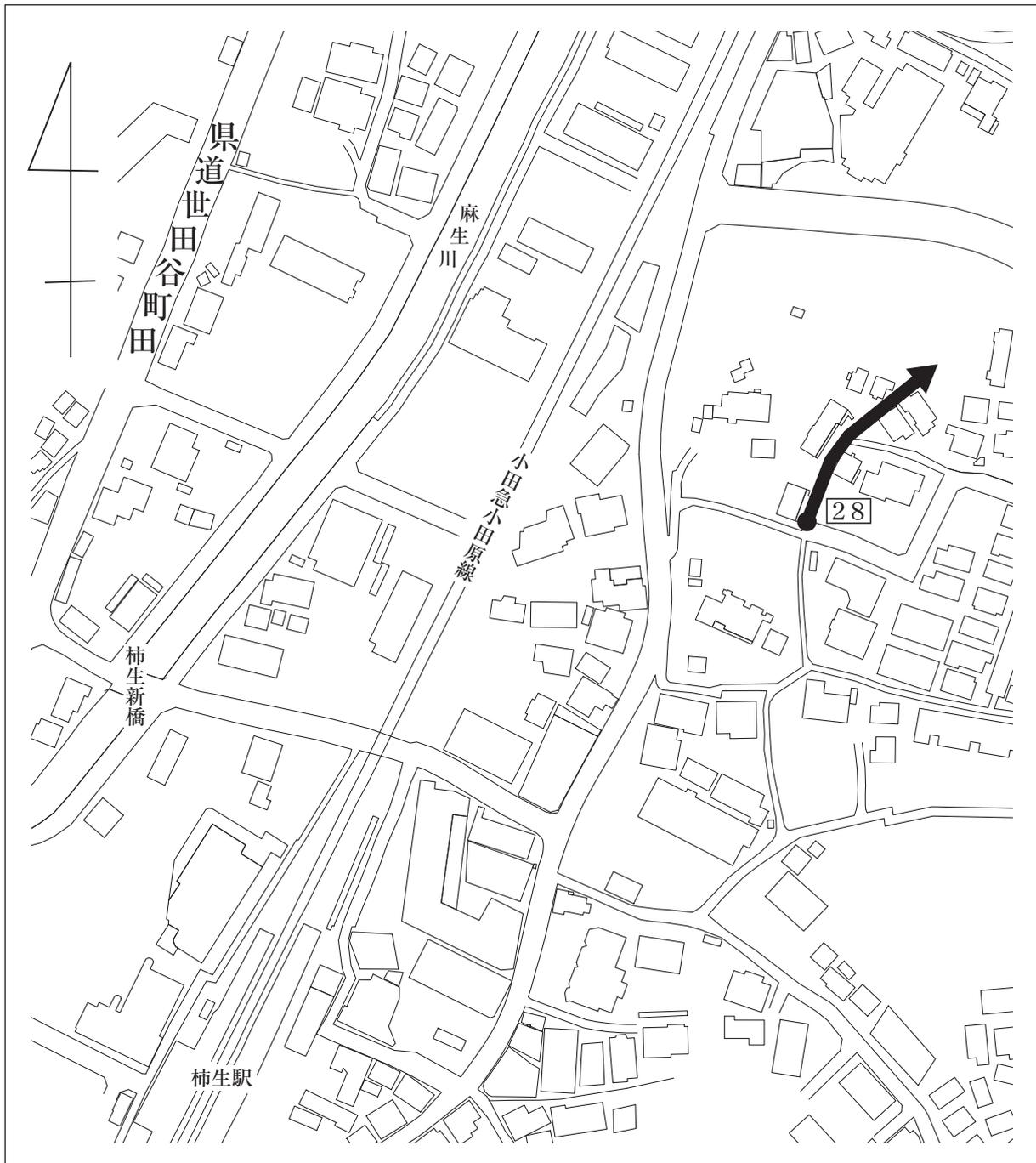
認 定 理 由

図面番号⑧

本箇所は、路線の一部は不要であるため廃止するが、残置路線は一般交通に必要なので、再度、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区上麻生5丁目地内）

整理番号28



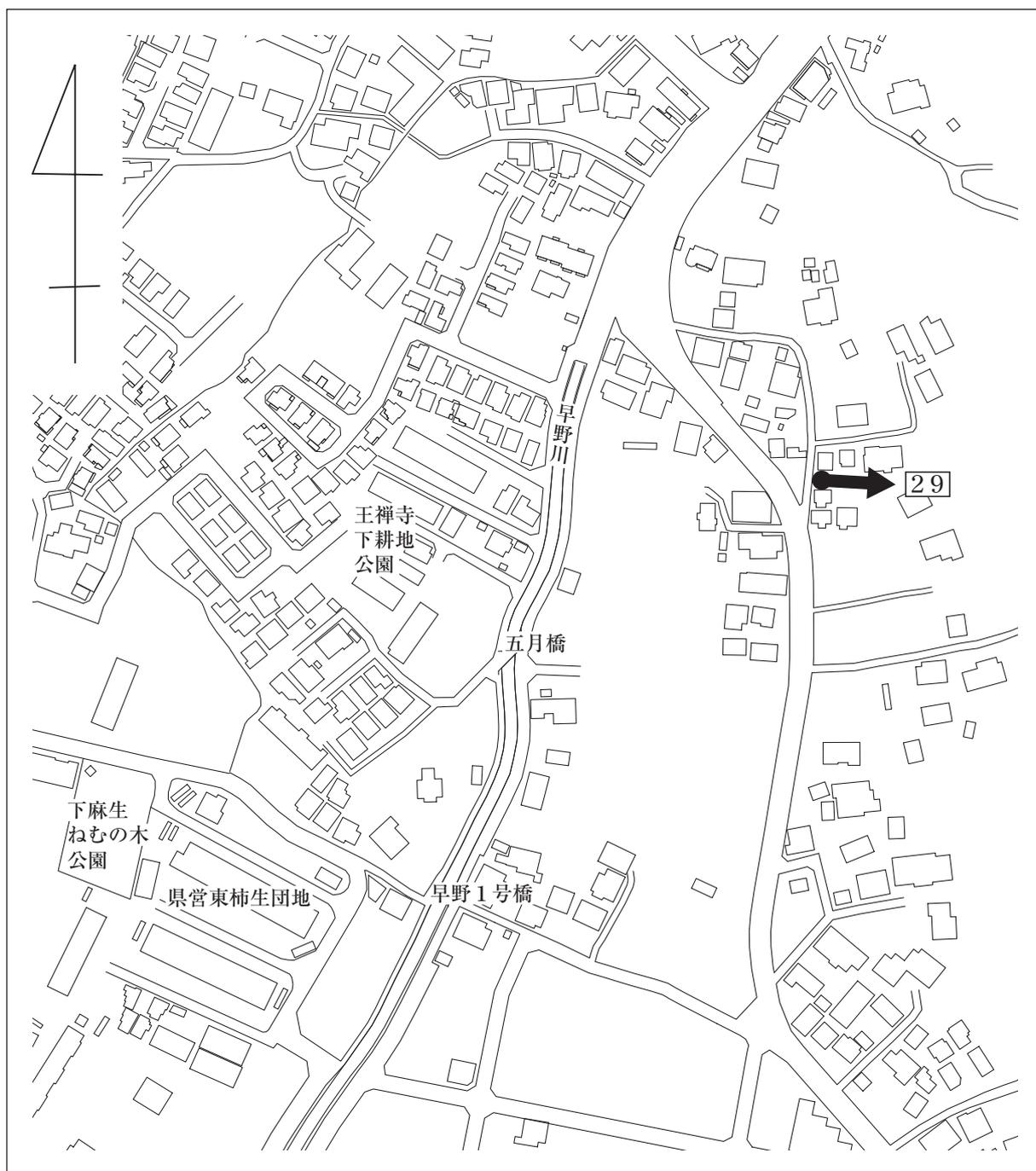
認定理由

図面番号⑨

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区早野地内）

整理番号 29



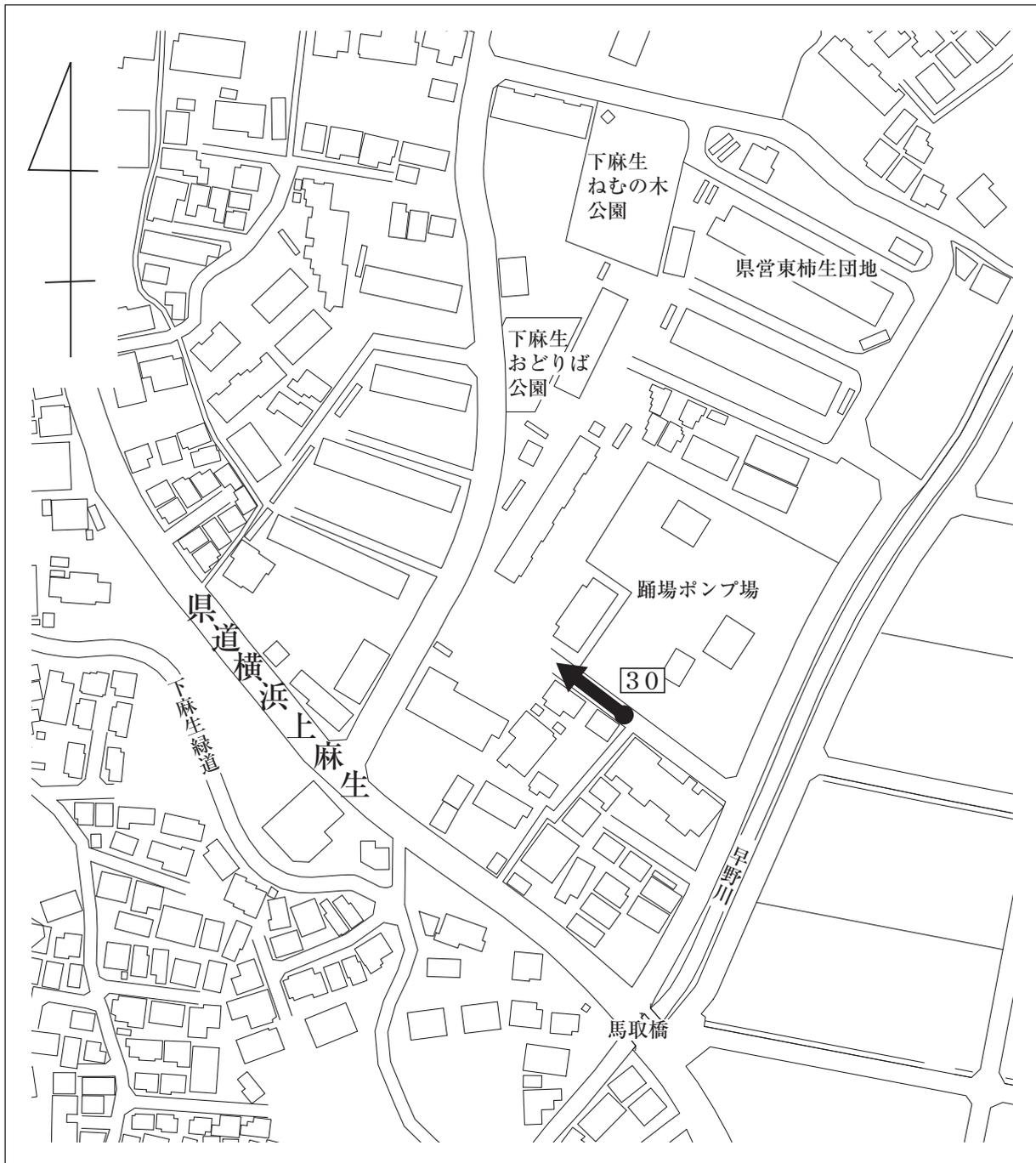
認 定 理 由

図面番号⑩

本箇所は、上下水道局により築造された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区下麻生3丁目地内）

整理番号30



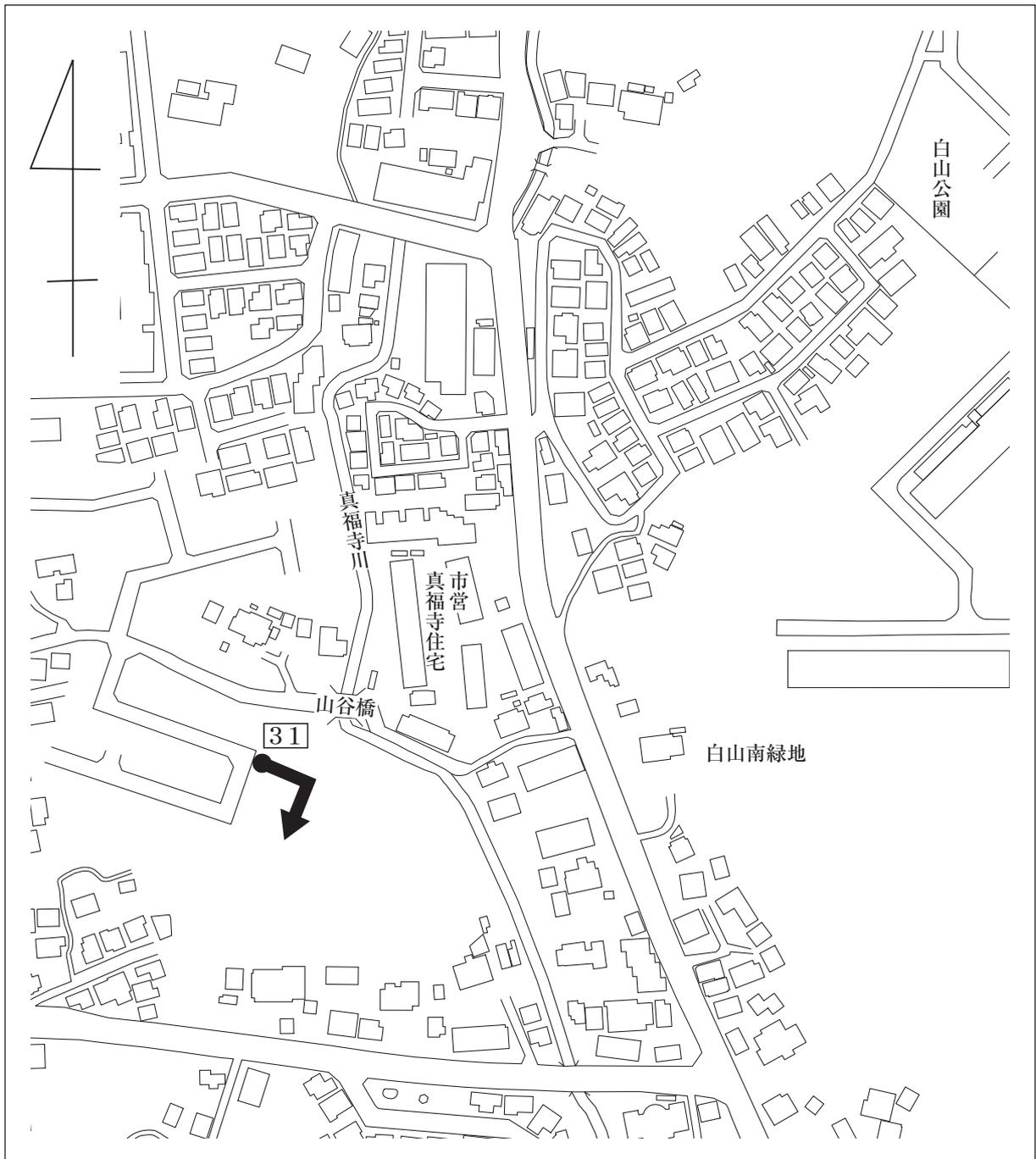
認定理由

図面番号⑪

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区王禅寺西7丁目地内）

整理番号 3 1



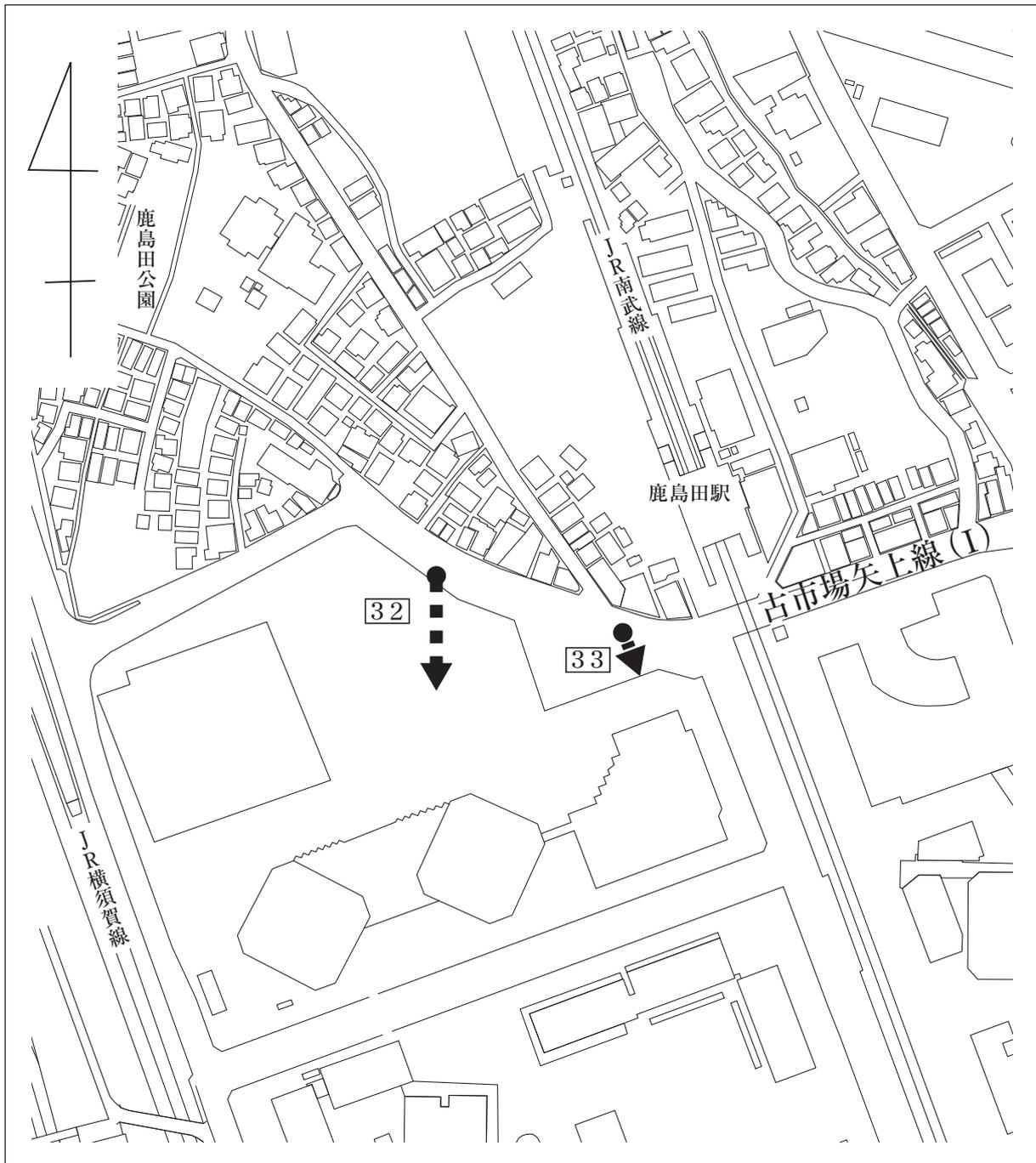
廃止理由

図面番号⑫

本箇所は、鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業に伴い、従前の道路が
拡幅整備されたこと等から、路線整理を行うため、これを廃止したい。

見取図（幸区鹿島田1丁目地内）

整理番号32、33



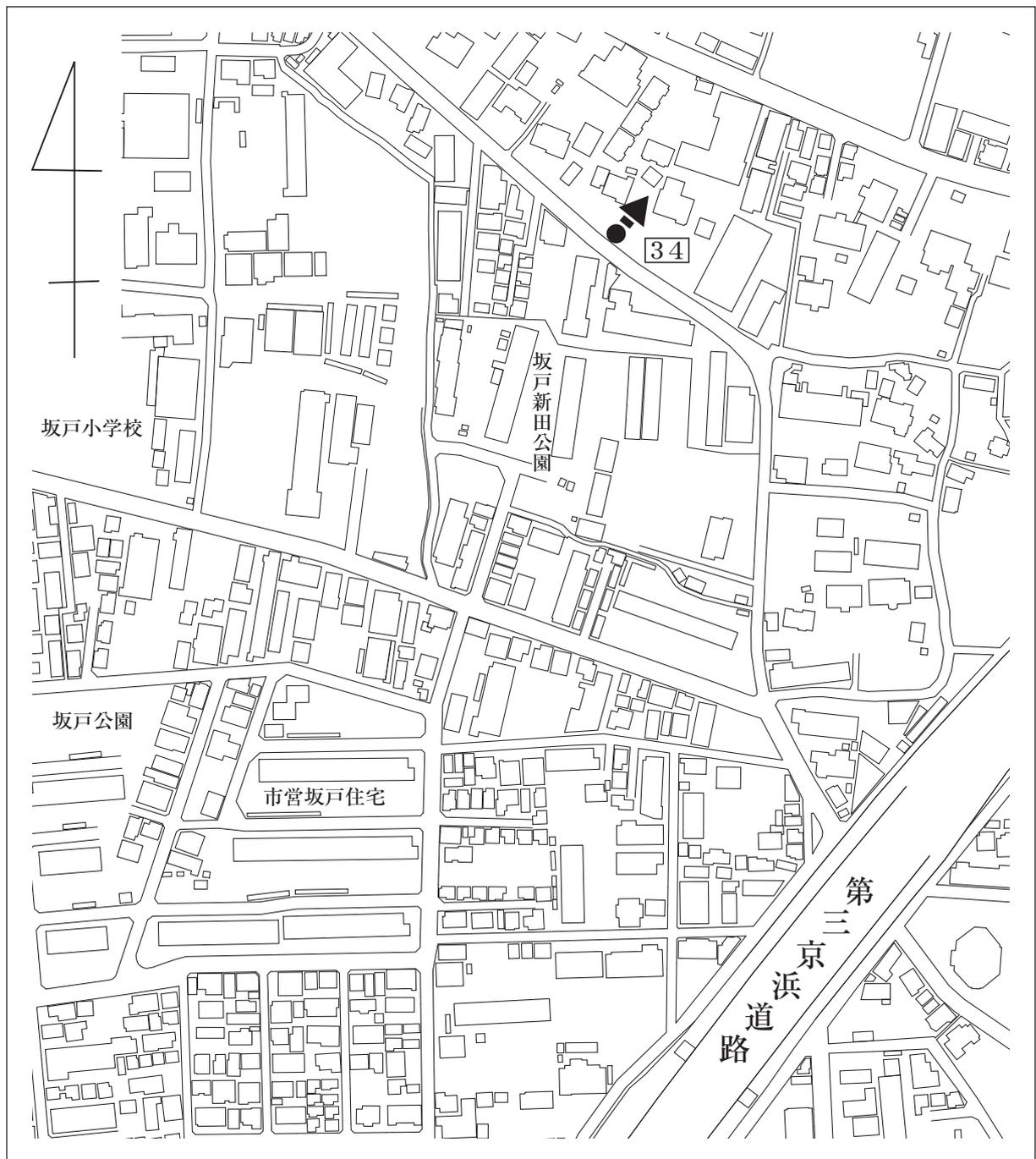
廃止理由

図面番号⑬

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（高津区坂戸2丁目地内）

整理番号34



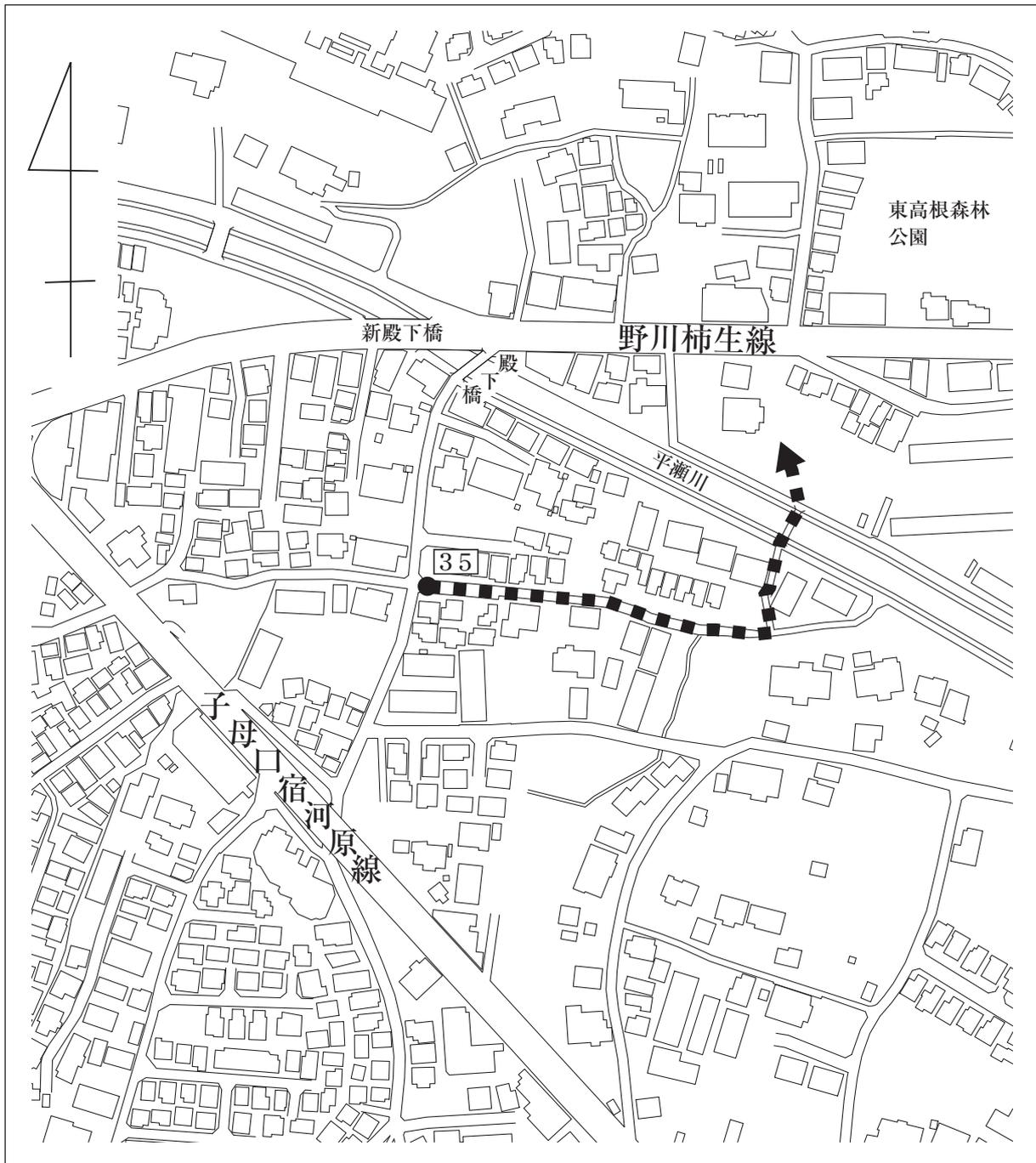
廃止理由

図面番号⑭

本箇所は、路線の一部が一般交通に必要ながないので、これを廃止したい。

見取図（宮前区神木本町2丁目、3丁目地内）

整理番号35



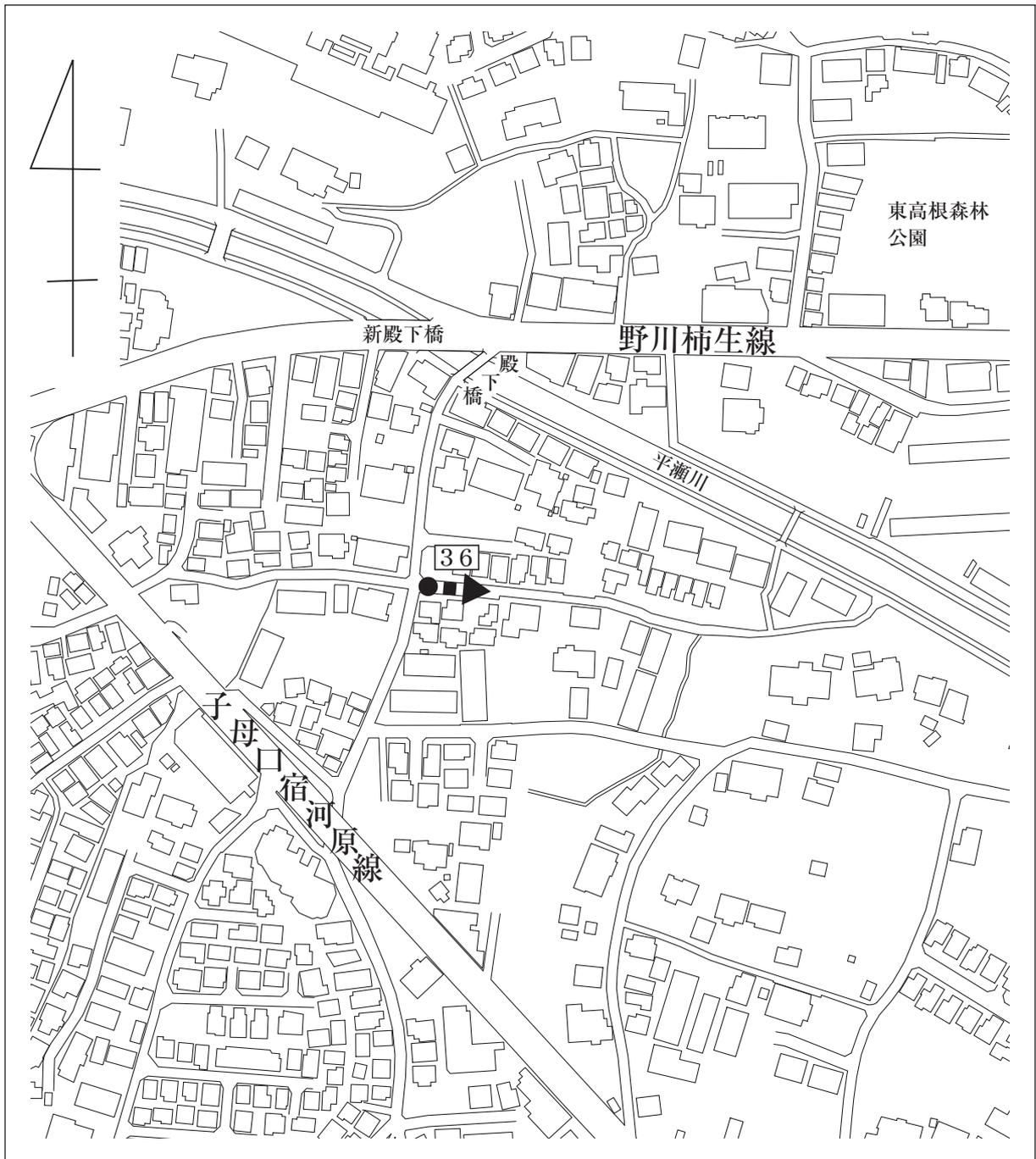
廃止理由

図面番号⑮

本箇所は、隣接する道路と一体で整備されたことにより、路線整理を行うため、これを廃止したい。

見取図（宮前区神木本町3丁目地内）

整理番号36



廃止理由

図面番号⑬

本箇所は、一般交通に必要ながないので、これを廃止したい。

見取図（多摩区菅6丁目地内）

整理番号37



廃止理由

図面番号⑰

本箇所は、路線の一部が一般交通に必要なないので、これを廃止したい。

見取図（麻生区上麻生5丁目地内）

整理番号38

